

自治体における AI の利用に関するワーキンググループ（第 6 回） 議事概要

開催日時：令和 7 年 7 月 23 日（水） 15：00～17：00

開催場所：中央合同庁舎 2 号館 9 階 903 会議室 ※WEB 会議と併用

出席者：須藤座長、板倉構成員、大竹構成員、越智構成員、北村構成員、喜連川構成員、成原構成員、箱丸構成員、堀之内構成員、横田構成員

事務局：小川自治行政局長、坂越大臣官房審議官（地方行政担当）、村上行政経営支援室長
ほか

オブザーバー：全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、デジタル庁

【議事次第】

1. 開会
2. 意見交換
3. 閉会

【議事概要】

事務局から資料に沿って説明。その後、意見交換を実施。

【意見交換】

- 生成 AI の進化は日進月歩である。対話型サービスの登場以降、RAG の活用や、既存システムと生成 AI との連携等が見られるようになり、最近では、自律的に作業を遂行する AI エージェントに関連するサービスがリリースされている。デジタル庁が提供を予定している AI 利活用環境において、行政業務に特化した AI エージェントが開発され、多くの自治体で AI エージェントが活用されるようになることを期待する。一方で、小規模自治体を中心に生成 AI の活用が進んでいない自治体もあるため、従来の対話型の生成 AI や RAG を低コストで活用できる仕組みを整備することも重要であると考え。また、小規模自治体や、今後生成 AI の活用を推進しようとしている自治体にとっては、「自治体における AI 活用・導入ガイドブック」に新しく掲載される自治体向けの生成 AI 利活用ガイドラインのひな形が参考になると考えられる。
- 2025 年が AI エージェント元年と言われていることを踏まえると、本ワーキンググループの報告書にて AI エージェントに言及することは必要であると考え。今後、様々な AI エージェントのサービスが誕生することが見込まれ、それらをどのように管理するかが将来的な課題になる。
- 本ワーキンググループの報告書（案）17 頁の、「個人情報を含むデータを取り扱う際に

留意すべき事項」のうち、「個人情報保護法との関係」の例として、「生成 AI への入力それ自体で特定の個人が識別されるか」とあるが、この条件に該当したからといって直ちに入力を禁止するものでも、積極的に推奨するものでもない。同様に、「個人情報保護法上本人同意が必要な取扱いか」という記載についても、本人同意なしに入力が不可能であるというわけではなく、入力を行うこともあり得ることを示している。これらの記載を説明する際には、個人情報を含むデータの生成 AI への入力の是非を考えることが重要である、という趣旨の記載であることも併せて説明いただきたい。

- 自治体ごとに置かれる状況や課題が多様であるため、AI を十分に活用したと判断できる基準も自治体によって異なる。小規模自治体における生成 AI の利活用を促進するために、国として環境を整備することが重要であると同時に、積極的に生成 AI の利活用を推進している自治体の取組を妨げないことも重要である。生成 AI の利活用に対する各自治体の姿勢に応じた支援が必要になる。
- AI エージェントのサービス内容やその使い方によっては、将来的には、既存の法規制に抵触する可能性も考えられる。その際、法整備の見直しに当たっては自治体職員の意見を踏まえた検討が必要になることも想定され、各自治体がどのように AI を活用していきたいか議論できるようになるとよい。また、このような生成 AI の利活用を進めていく中で、国として、法律や人権等との関係上の問題点を整理する必要が生じる可能性がある。
- 将来的には、AI エージェント同士で契約に関する協議を行うことが技術的に可能となることも想定される。そのようなことを想定した際に、行政機関においてどのような法整備が必要かの検討が必要になる可能性がある。
- 本ワーキンググループの報告書（案）16 頁にあるように、個人情報保護法上の提供元基準の下で、扱う情報が個人情報や要機密情報であっても、生成 AI への当該情報の入力が一律で禁止されるわけではない。各種条件に留意すれば、自治体が生成 AI に個人情報や要機密情報を入力することも考えられるが、現行の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を見直していない中で無条件に記載することはできない。そのような事情はあるが、少なくとも、提供元基準の下で、扱う情報が個人情報や要機密情報であっても、一律に入力が禁止されるものではないことを記載いただいた点は良かったと考えている。
- 本ワーキンググループの報告書（案）13 頁の「生成 AI のユースケース例②」の「相談記録の作成等に活用」について、実際に取り組んでいる自治体に確認したところ、サー

ビスに搭載されている標準機能のみを用いて、相談内容の要約、追加の質問の提案、関係法令を入力した上での回答作成等を生成 AI に行わせるという仕組みであった。標準機能のみで実現可能な運用であり、どの自治体でもライセンスを購入することで手軽に始められると考える。個人情報を多く活用するため十分にセキュリティ対策を講じる必要はあるが、生成 AI をこのように活用することができれば劇的な業務効率化につながると考えられる。また、上記事例と類似する取組として、生活保護業務に対して生成 AI の活用の実証実験を行っているベンダがある。そのベンダが生活保護受給者に対して、生成 AI を活用して報告書を作成していることについてどのように思うかのアンケートを実施したところ、人間が報告書を作成する場合と比較して、より客観的に報告書を作成できているように感じるという好意的な意見が寄せられたとのことであった。生成 AI の活用についてハルシネーションに留意する必要があるというのは周知の事実であるが、同時に人間が抱く偏見や思い込み等の人間的なハルシネーションが想定される点も考慮する必要があると考える。

- AI エージェントが発展し、様々な場面で活用されることが見込まれる。AI の技術発展等に応じて、自治体における AI の利活用の在り方も変化する。これに伴い、生成 AI の利活用に関するガイドライン等も継続的に見直す必要があることになる。
- 個人情報や要機密情報について、生成 AI への入力を一律に禁止するのではなく、セキュリティを確保することや生成 AI の学習に利用されない設定にすること等の一定の条件を満たせば、生成 AI に入力して活用することが可能であるという方向性を示すことができたということは、本ワーキンググループの報告書の一つの意義であると考ええる。
- 本ワーキンググループの報告書（案）13 頁の「生成 AI のユースケース例②」の「相談記録の作成等に活用」の記述について、「個人情報に当たる部分」をマスキングした上で活用する旨の記載があるが、当該記載を「個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等」にすることが望ましいと考える。ただし、事実関係と齟齬がないかは改めて自治体に確認いただきたい。
- 当団体においても、独自に RAG の開発を進めているが、期待する水準の回答を十分に得ることができていない。RAG を用いて出力される回答の水準を向上させるには、データクレンジング等が必要になる。単に事例を紹介するだけではなく、どのような技術をどのように活用することで実現した事例であるかについても共有していただきたい。また、生成 AI の活用に失敗した事例も、これから生成 AI を活用しようとしている自治体にとっては参考になると考える。

- 通常業務を考慮すると、自治体職員には生成 AI に関する技術を勉強する余力がなく、また勉強する必要がない可能性もある。AI の技術が著しく細分化する中で、AI の利活用を進めるために、自治体職員のリソースをどこまで割くかを整理することが望ましいと考える。
- 生活保護受給者はプライバシー性の高い情報を提供しなければ生活保護を受給できず、実質的には強制に近い仕組みで情報を提供せざるを得ない。このように強制に近い仕組みで公権力が収集したプライバシー性の高い情報を、生成 AI に入力することの是非については、本ワーキンググループの検討の範疇を超えており、「行政通則法的観点からの AI 利活用調査研究会」に絡む論点でもあり、私の方で引き取らせていただきたい。
- 本ワーキンググループの報告書とは別に作成される生成 AI の活用事例を掲載した事例集には、自治体職員が AI の活用方法に係る新たな知見を得られるような目新しい事例を掲載していただきたい。

(以上)